

富山県生涯スポーツ協議会事務局規程

(設 置)

第1条 この規程は、富山県生涯スポーツ協議会会則第14条第2項の規程に基づき、事務局の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事 業)

第2条 事務局は、次の事業を遂行する。

- (1) 理事会で決定した事業の執行に関すること。
- (2) 文書、経理等の事務に関すること。
- (3) その他、目的達成に必要なこと。

(職 員)

第3条 事務局に次の職員を置き、分掌事務を遂行する。

局長 1名 事業部長 1名 局員 若干名

- 2 局長ほか事務局構成については、会長が委嘱し理事会に報告する。
- 3 局長は事務局業務を処理する。事業部長は局長を補佐し、局長が事故あるときはその職務を代行する。
- 4 局員は、事務分掌による事務を担当する。

(決 裁)

第4条 事務は、局長の決裁を受けるものとする。

- 2 重要な事項については、局長を経て会長の決裁を受けるものとする。

(補 足)

第5条 その他、必要なことは、会長の承認を得て局長が定める。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

平成10年3月31日 一部改正